

南那須地区広域行政事務組合一般廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会
設置要綱

(設置)

第1条 南那須地区広域行政事務組合における一般廃棄物処理施設整備基本計画(ごみ処理施設)を策定するにあたり、南那須地区広域行政事務組合一般廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、一般廃棄物処理施設整備基本計画案の内容について検討し、その結果を南那須地区広域行政事務組合長(以下「組合長」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから組合長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 組合構成行政機関の職員
- (3) 組合の事務局長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する任務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議は非公開とする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明、意見、その他必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、選定の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体

の権利利益を害するおそれがあるもの及び、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、南那須地区広域行政事務組合施設整備室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。